



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、NO MARK 株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①インターネットをメディアとする広告の企画、提案、作成、保守、管理
- ②ウェブサイト、ウェブコンテンツ、デジタルコンテンツ及びコンピュータシステムの企画、制作、運営、管理、販売及び配信並びに各種イベントの企画、制作及び運営
- ③アプリケーション及びコンピュータシステムの企画、開発及び販売
- ④人工知能の各種技術の応用研究及び販売、仲介、斡旋
- ⑤サービス構築、整備、提供を含むBPO事業全般
- ⑥観光に関するプロモーション事業、情報提供サービス並びにツアーの企画及び運営
- ⑦観光、物産、イベント開発及び販売事業
- ⑧EC（電子商取引）サイトの企画、制作及び運営並びにそれらに関するコンサルティング
- ⑨動画制作事業
- ⑩営業・経営コンサルティング
- ⑪労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業並びに職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- ⑫キャリア教育事業
- ⑬ITスキル研修の企画、運営事業
- ⑭就労支援事業
- ⑮前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を沖縄県那覇市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。

3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ代表取締役の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 株主又はその法定代理人は、前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

第4章 株 主 総 会 以 外 の 機 関

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第20条 当会社が取締役が2名以上あるときは、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- 2 剰余金の配当が、その支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式数等)

第24条 当会社の設立に際して発行する株式数は、500株、1株の払込価額は金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成31年8月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第27条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 赤嶺謙一郎

設立時代表取締役 赤嶺謙一郎

(発起人)

第 28 条 発起人の氏名及び住所並びに設立時に引き受ける株式数及びこれと引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

住所 沖縄県那覇市真嘉比 1 丁目 9 番 1 号ディアコート M305

氏名 赤嶺謙一郎

500 株 500 万円

(法令の準拠)

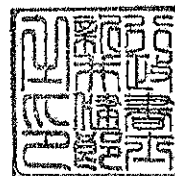
第 29 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令による。

以上、NO MARK 株式会社の設立のため、発起人赤嶺謙一郎の定款作成代理人である行政書士新井健郎は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 30 年 9 月 3 日

発起人 赤嶺謙一郎

上記発起人の定款作成代理人 行政書士 新井健郎



電子署名者:新井 健郎
DN: c=JP, o=日本行政書士会連合会, cn=新井 健郎, title=行政書士(登録番号 15081287), 0.9.2342.19200300.100.1.1=314748082868
日付: 2018.09.03
15:08:40 +09'00'

同一の情報の提供

提供の日付： 2018 年 9 月 6 日

公証人： 306010010 大澤



所属法務局： 那覇地方法務局

公証役場： 那覇公証センター

那覇市字安里 176 番 4

請求対象の登簿管理番号： 18-3601001002000309

対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2018 年 9 月 6 日

請求対象の処理公証人： 36010010 大澤 晃

所属法務局： 那覇地方法務局

公証役場： 那覇公証センター

那覇市字安里 176 番地 4

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。